

○危険物施設の実態は握要領の制定について（例規通達）

昭和50年2月7日

広保第46号警察本部長

改正 昭和59年3月広警務第224号

昭和61年3月広警務第249号

平成6年9月広警務第740号

平成9年4月広生保第179号

平成13年3月広警務第426号

令和元年8月29日

令和4年3月10日

各部長・参事官

各所属長

放射性物質、高圧ガス、消防危険物等の危険物施設に対する実態は握については、従来、各個別の通達により取り扱ってきたところであるが、この度、これを一元化して、みだしの要領を別添のとおり定めたので、部下職員に周知徹底させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、放射性同位元素に関する措置等について（昭和40年10月13日、広防第1796号）、石油コンビナート等の危険物施設の実態は握について（昭和48年12月27日、広防第1293号）及び消防危険物施設の実態は握について（昭和49年7月22日、広保第246号）はこの例規通達の施行に伴い失効するので、了知されたい。

別添

危険物施設の実態は握要領

第1 目的

この要領は、危険物施設の実態をは握し、もつて事故の防止及び警察措置の適正な遂行を図ることを目的とする。

第2 危険物施設の範囲

この要領において「危険物施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 放射性物質に係る危険物施設

ア 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定に基づく放射性同位元素の使用事業所、販売事業所及び廃棄事業所

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

の規定に基づく核原料物質又は核燃料物質の製錬事業所及び加工事業所、原子炉施設並びに核燃料物質使用事業所

(2) 高圧ガス等に係る危険物施設

ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく高圧ガスの製造事業所、販売事業所及び貯蔵所

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス販売事業所

(3) 消防危険物施設

消防法（昭和23年法律第186号）第11条第7項に規定する消防危険物の製造事業所、貯蔵所、一般取扱所及び移送取扱所

第3 通報文書の受理及び送付

生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）は関係行政機関から危険物施設の新規許可、変更許可等に関する通報文書（以下「通報文書」という。）を受理したときは、所要の処理を行つた後、当該通報文書を当該危険物施設の所在地を管轄する警察署の長（以下「管轄署長」という。）に送付するものとする。

第4 調査表の作成等

1 管轄署長は、放射性物質に係る危険物施設に関する通報文書の送付を受けたときは、当該危険物施設を確認した後、事業所ごとに、別記様式第1号による放射性物質使用事業所等実態調査表（以下「放射性物質使用事業所等実態調査表」という。）を作成し、保安連絡者、放射線測定器及び防護器材の保有状況並びに災害時の協力体制その他危険防止上参考となる事項を生活安全総務課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 管轄署長は、高圧ガス等に係る危険物施設又は消防危険物施設に関する通報文書の送付を受けたときは、当該危険物施設を確認した後、次のいずれかの危険物施設（以下「石油コンビナート等」という。）に該当するときは、事業所ごとに、別記様式第2号による石油コンビナート等実態調査表（以下「石油コンビナート等実態調査表」という。）及び見取図をそれぞれ2部作成し、その1部を生活安全総務課長を経由して本部長に提出するものとする。

(1) 高圧ガス等に係る危険物施設であつて、高圧ガス又は液化石油ガスの貯蔵能力が1,000トン以上である貯蔵設備を有するもの。

(2) 消防危険物施設であつて、1日の製造数量若しくは取扱数量が指定数量の5,000倍

以上のもの又は貯蔵能力が指定数量の5万倍以上の貯蔵所

- 3 管轄署長は、次のいずれかに該当する場合は、その都度、速やかに生活安全総務課長を経由して本部長に報告するものとする。
 - (1) 放射性物質に係る危険物施設又は石油コンビナート等に事件、事故が発生したとき。
 - (2) 放射性物質に係る危険物施設又は石油コンビナート等の危険防止上参考となる事実を把握したとき。
 - (3) 前1及び2の規定により報告し、又は提出した内容に変更があつたとき。

第5 調査表の作成上の注意事項等

- 1 放射性物質使用事業所等実態調査表又は石油コンビナート等実態調査表の作成に当たっては、保安連絡者については、危険物施設の実態調査、事故発生時における通報連絡等の実効を期するため、危険物施設の実態及び保安業務に精通している者を選定するよう当該危険物施設の管理責任者（以下「管理責任者」という。）に依頼し、単に組織上の責任者であるとの理由だけで選定されることのないよう配慮するものとする。
- 2 放射性物質使用事業所等実態調査表の作成は、次により行うものとする。
 - (1) 放射線測定器及び防護器材の保有状況の調査に当たっては強制にわたらないようにすること。
 - (2) 事件、事故が発生した場合の現場における協力方法等について参考事項の欄に具体的に記載しておくこと。
- 3 石油コンビナート等実態調査表の作成は、次により行うものとする。
 - (1) 危険の及ぶ範囲については、危険物施設の規模及び性能並びに危険物の種類及び数量を考慮し、可燃性危険物の爆発、毒性ガスの漏出等最大規模の災害が発生した場合を想定して記載すること。
 - (2) 見取図については、事業所内のもの及び事業所付近のものを作成するものとし、事業所内の見取図には、当該危険物施設の位置、保安距離等を、事業所付近の見取図には、道路、橋りよう、病院、避難場所等を明らかにしておくこと。

なお、見取図は、既存のものがあればそれを活用し、石油コンビナート等が群設されている地域にあつては、当該群設されている石油コンビナート等全体の見取図をもつて各事業所に共通する「事業所付近の見取図」とすることができる。

第6 危険物施設カードの作成

管轄署長は、危険物施設（高圧ガスに係るものにあつては、第1種製造所、販売所及び貯蔵所に限る。）の新規許可又は届出に関する通報文書の送付を受けたときは、別記様式

第3号による危険物施設カードを作成するものとする。

第7 資料の整備及び保管

管轄署長は、通報文書、放射性物質使用事業所等実態調査表、石油コンビナート等実態調査表及び危険物施設カードを業態別に整理保管するとともに、記載事項に異動が生じたときは遅滞なく追加訂正する等資料の整備に努めること。

第8 資料の活用等

危険物施設における事故防止は、関係行政機関の施策によるべきであるが、警察としても事故防止に寄与する立場から、危険物施設の実態は握の結果を検討し、又は平素の警察活動を通じて事故防止上有効と認められる措置については、これが当該行政機関の施策に反映されるよう積極的に要請するとともに、関係法令違反が認められた場合は、軽微な違反についても軽視することなく、検挙、警告等の措置を講じ管理責任者の遵法意識の高揚を図るものとする。

(別記)

様式第1号(第4第1項関係)

放射性物質使用事業所等実態調査表

事業所名称						
所在地						
許可(届出)年月日				番号		
保安連絡者	昼間	(正) 電話				
		(副) 電話				
所属氏名	夜間	(正) 電話				
		(副) 電話				
区分	種	類	数量	種	類	数量
測定器						
保護具						
参考事項						

密封された放射性同位元素

核種	1個の数量	合計量	使用の目的	使用の方法	使用場所

密封されていない放射性同位元素

核種	年間使用量	1日の使用量	使用の目的	使用の方法	使用場所

種類	台数	使用の目的	使用の方法	使用場所

石油コンビナート等実態調査表(表)

										年 月 日		警察署作成			
事業所	名称	電話(代表)								許可(届出)の状況	高圧ガス <input type="checkbox"/> 第1種製造 <input type="checkbox"/> 貯蔵所 <input type="checkbox"/> 特定高圧ガス消費	保安距離	事業所敷地から	住家まで	m
	代表者氏名												危険物設備から	非住建築物まで	m
所属する石油コンビナートの名称									消防	危険物 <input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 貯蔵所 <input type="checkbox"/> 取扱所	保安距離	危険物設備から	住家まで	m	
製品名												製造所	非住建築物まで	m	
操業開始年月日	従業員数		名		事業所に近い病院及び	名	称	専門科	距離	過去における事故の状況	発生年月日	事故の状況	被害者		
敷地面積	m ²		m ²												
保安連絡者	昼間	(正)	電話		医	院									
		(副)	電話												
	夜間	(正)	電話												
		(副)	電話												
高圧ガス施設等	貯蔵の状況					危険物施設	予想される災害の態様及び危険の及ぶ範囲	作業主任者の所属氏名	高圧ガスの移動						
	高圧ガスの名称	毒性、可燃性、支燃性の別	形式()	貯蔵能力トン	基数					貯蔵能力計					
										搬入					
										<input type="checkbox"/> 船舶					
										<input type="checkbox"/> 鉄道					
										<input type="checkbox"/> 自動車					
										<input type="checkbox"/> 導管					
										搬出					
										<input type="checkbox"/> 船舶					
										<input type="checkbox"/> 鉄道					
										<input type="checkbox"/> 自動車					
										<input type="checkbox"/> 導管					

- 注：1 「許可(届出)の状況」及び「高圧ガスの移動」欄は、該当の□にレ印を付すること。
 2 貯蔵の状況の「形式」欄には、「球形」「筒形」「その他」の区別を、同欄の()内には、「地上」「地下」「屋内」「屋外」の区別を記載すること。
 3 「保安距離」欄の「鉄道線路」とは、客車の走行する鉄道又は軌道をいう。

(裏)

消 防 危 険 物 施 設 等	危 険 物 の 品 名	製 造 所	貯 蔵 所					取 扱 所	貯 蔵、取 扱 数 量 の 計	予 想 さ れ る 災 害 の 態 様 及 び 危 険 の 及 ぶ 範 囲	危 険 物 取 扱 者 の 選 任 数	危 険 物 の 移 送 運 搬		
			屋 外 タ ン ク	地 下 タ ン ク	屋 外	屋 内	小 計					搬 入	搬 出	
												<input type="checkbox"/> 船 船 <input type="checkbox"/> 鉄 道 <input type="checkbox"/> 自 動 車 <input type="checkbox"/> 導 管 <input type="checkbox"/> 搬 入 <input type="checkbox"/> 船 船 <input type="checkbox"/> 鉄 道 <input type="checkbox"/> 自 動 車 <input type="checkbox"/> 導 管		
危 険 物 の 危 険 性 等	種 類	品 名	危 険 の 類 型	人 体 に 対 す る 危 険				注 意 事 項			危 害 予 防 上 必 要 な 資 器 材			
				窒 息 す る	麻 ひ、失 神 す る	中 毒 を 起 す	失 明 粘 膜 を 犯 す	火 傷 (凍 傷) す る	ガ ス を 吸 わ 不 い	液 に 触 れ 不 い	火 気 禁 止			

- 注：1 「製造所」欄には、1日の最大貯蔵数量を「取扱所」欄には、1日の最大取扱量を、「貯蔵所」欄には、貯蔵所の数を貯蔵能力別に記載すること。
 2 「危険物の危険性等」の欄には、当該事業所で取扱っているすべての危険物について記載すること。
 3 本表の各欄だけでは該当事項を記載できないときは、補助用紙に記載し、添付すること。

様式第3号(第6関係)

危険物施設カード

許可・届出対象	放射性物質	販売所	使用事業所	廃棄事業所
	高圧ガス	製造所	販売所	貯蔵所
	消防危険物	製造所	貯蔵所	取扱所

事業所名称			
所在地			
施設所在地			
保安連絡者 所属氏名	昼間	(正)	電話
		(副)	電話
	夜間	(正)	電話
		(副)	電話
取り扱う危険物の種類及び数量			

付 近 見 取 図

参
考
事
項

別記様式第1号（第4第1項関係）

様式第2号（第4第2項関係）

様式第3号（第6関係）